

報道関係者 各位

令和5年9月28日

【照会先】

神奈川県労働局 労働基準部 安全課

課長 千葉 幸則(内線6050)

安全専門官 合田 勝彦(内線6055)

(電話) 045(211)7352

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和4年度分）を公表します

～転倒予防は、作業する「人」に着目した取り組みが課題～

神奈川県労働局（局長 木塚 欽也）では、このたび、事業場の安全衛生活動の活性化を促すため、休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象として実施した自主点検結果を取りまとめたので公表します。

神奈川県労働局は、今回の調査結果を踏まえ、労働安全衛生法上、安全管理者等の選任義務のない業種への安全担当者の配置に向けた指導と、特に近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加を踏まえ、より一層の労働者の健康確保や身体機能の維持、向上への取り組みを強化します。

【自主点検結果のポイント】

- 1 安全管理者等の選任割合や安全衛生委員会等の協議組織の設置割合は、労働安全衛生法上、義務が課せられた工業的又は屋外産業的業種で高く、同義務のない非工業的業種では低かった（別添1のP2～P5参照）。

転倒災害は非工業的業種でより発生が多い傾向があり（別添2の図2参照）、転倒予防には安全管理や労使協調しての取り組みも重要となるため、非工業的業種においても安全管理者等の選任や、既存の衛生委員会や関係労働者の意見を聴く機会の活用・設置を促したりする必要がある。

- 2 転倒災害の原因を、設備や環境などに関係する「場所」、教育や体力維持などに関係する「人」に区分して集計した結果、全業種を通じて転倒予防教育や転倒予防体操の未実施など、作業する「人」に関係する項目が上位であった（別添1のP6～P9参照）。

「場所」についてはハード面、「人」についてはソフト面と言い換えることができ、結果からはソフト面対策が不十分であったと捉えている事業場が多いと言える。

転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係するため、近年の高齢化の進展による高年齢労働者の増加も踏まえ、より一層、労働者の健康確保や身体機能の維持、向上などソフト面への取り組みが重要となる。

【調査概要】

調査方法 当局内の労働基準監督署（計12署）が実施した自主点検の集計による。

対象 令和4年度に各署に提出された労働者死傷病報告において休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。

回答数 522件

別添資料

- 別添 1 転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和 4 年度分）
- 別添 2 神奈川県労働局管内における転倒災害発生状況（令和 4 年）
- 別添 3 S T O P ! 転倒災害プロジェクト神奈川 2 0 2 3
（神奈川県労働局リーフレット）
- 別添 4 安全推進者の配置等に係るガイドライン（神奈川県労働局リーフレット）

取材申込

神奈川県労働局労働基準部安全課

電話 045-211-7352（担当 こうだ 合田）

E-mail: anzenka-kanagawakyoku@mhlw.go.jp

転倒災害の再発防止のための自主点検結果（令和4年度分）

神奈川県労働局労働基準部
安全課

当局管内の令和4年の労働災害による休業4日以上死傷者数は7,792人（新型コロナウイルス感染症関連は除く。以下同じ。）であり、前年比3.1%の増加となり、そのうち転倒災害による死傷者数は1,996人であり、割合は全体の約25.6%を占め、事故の型別では最多で、初の4分の1超となった。

転倒災害は、作業中の行動に起因するものが少なからずあり、原因究明と対策樹立に困難を伴うこともあるが、作業の「場所」と作業する「人」に着目すると問題点をわかりやすく整理することができる。

このような視点を踏まえ、当局では、令和4年度に各労働基準監督署（以下「各署」という。）で実施した転倒災害の再発防止のための自主点検結果を、次のとおり取りまとめた。

1 自主点検の目的

転倒災害の発生を端緒に事業場における安全衛生活動の活性化を促すこと。

2 自主点検の対象

令和4年度に各署に提出された労働者死傷病報告において休業見込み日数が1か月以上の転倒災害を発生させた事業場を対象とした。

使用した自主点検表は、別紙のとおりである。

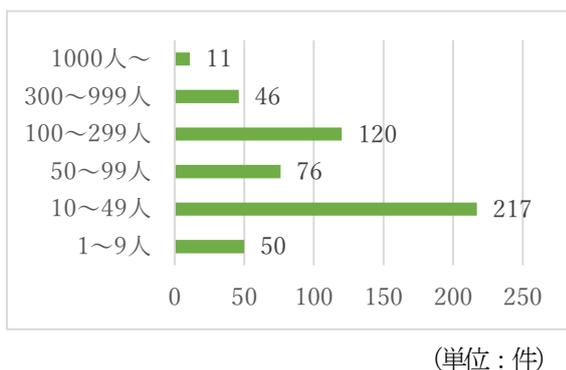
3 自主点検の回収事業場数

令和4年度に各署で実施した自主点検の回収数は522件であった。

(1) 規模別内訳

自主点検を事業場の規模別に集計したところ、図1のとおりであった。

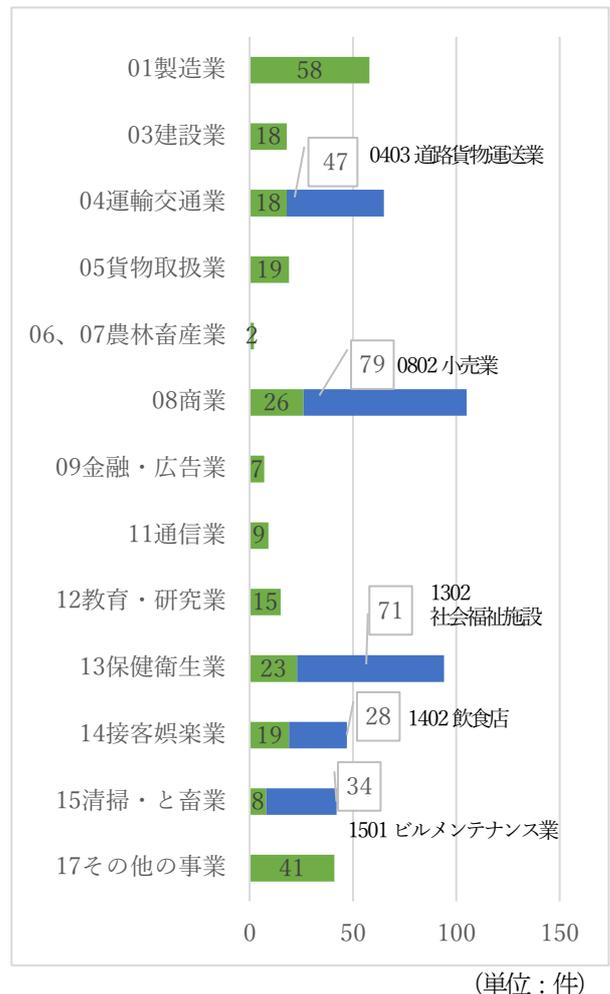
図1 規模別集計内訳（合計522件）



(2) 業種別内訳

自主点検を事業場の業種別に集計したところ、図2のとおりであった。

図2 業務別集計内訳（合計522件）



4 自主点検結果

自主点検回収数の上位の業種（製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業）について、その細分類の構成などを踏まえ、次のとおり安全衛生管理体制（安全衛生担当者の有無、安全衛生委員会等の協議組織の有無）及び転倒災害の原因を集計した。

(1) 安全衛生担当者

安全衛生担当者の集計では、安全管理を担当する安全管理者、安全衛生推進者又は安全推進者（以下「安全管理者等」という。）に着目し、事業場の規模別に選任割合を整理した。

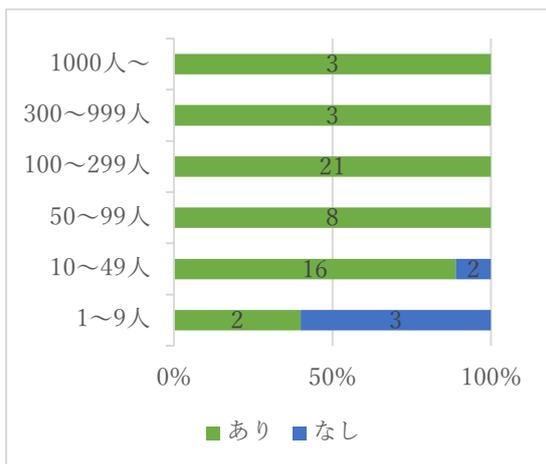
なお、安全管理者等は工業的業種においては規模に応じて選任が義務となっているが、非工業的業種（小売業（各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は除く。以下同じ。）、社会福祉施設、飲食店など）では義務ではない。

しかし、厚生労働省では非工業的業種の労働災害を減少させるため、一定規模の非工業的業種においても安全推進者を配置することをガイドライン^{※(1)}により求めている。

ア 製造業（回収数 58 件）

50 人以上では、安全管理者等の選任率は 10 割であったが、49 人以下では規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任率が低下した（図 3-1 参照）。

図 3-1 製造業の規模別安全管理者等の配置状況

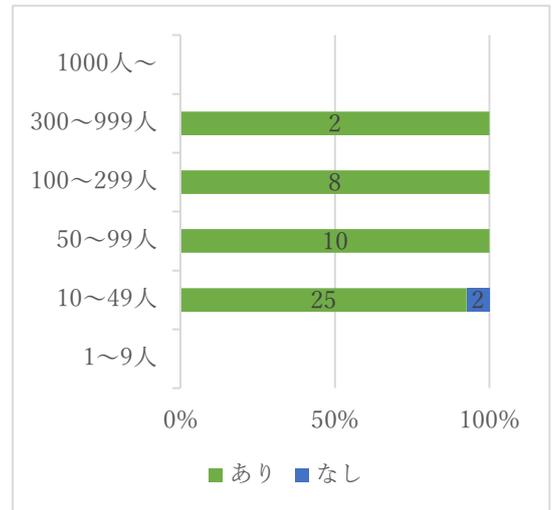


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

50 人以上では、安全管理者等の選任率は 10 割であったが、49 人以下では若干の未選任が認められた（図 3-2 参照）。

図 3-2 道路貨物運送業の規模別安全管理者の配置状況

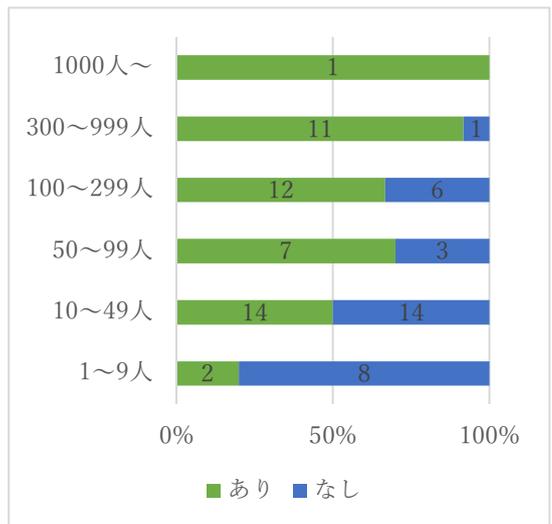


※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業（79 件）

規模が小さくなるにつれ、選任率が低下する傾向が認められる。製造業や道路貨物運送業と比較すると安全管理者等の選任率は低い（図 3-3 参照）。

図 3-3 小売業の規模別安全管理者等の配置状況

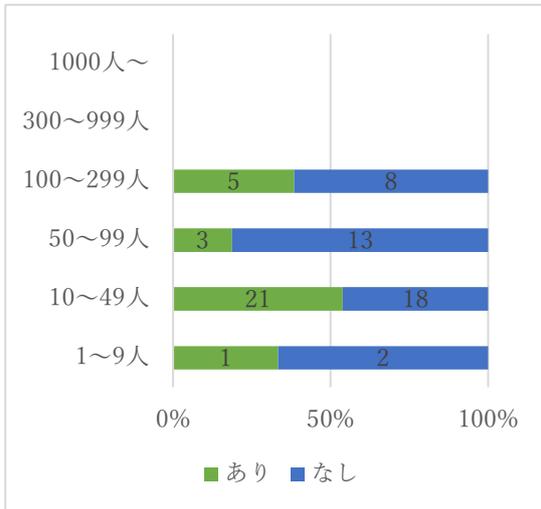


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 71 件)

100 人以上でも選任率は5割に満たないが、10 人以上 49 人以下での選任率は5割を若干超えていた (図3-4参照)。

図3-4 社会福祉施設の規模別安全管理者等の配置状況

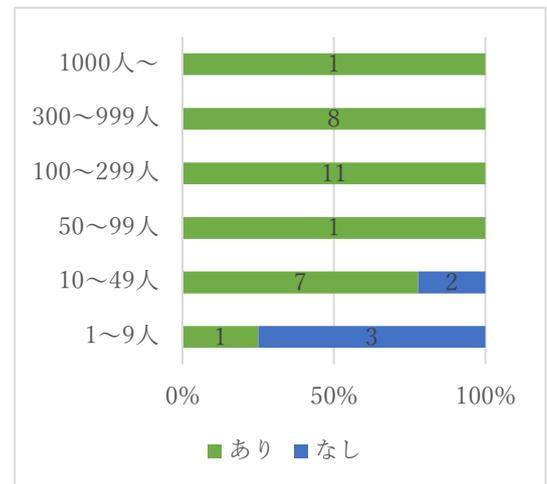


※ 図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業 (回収数 61 件)

50 人以上では選任率は10割であったが、規模が小さくなるにつれて選任率は低下し、製造業や道路貨物運送業と同様の傾向であった (図3-6参照)。

図3-6 ビルメンテナンス業の規模別安全管理者等の配置状況

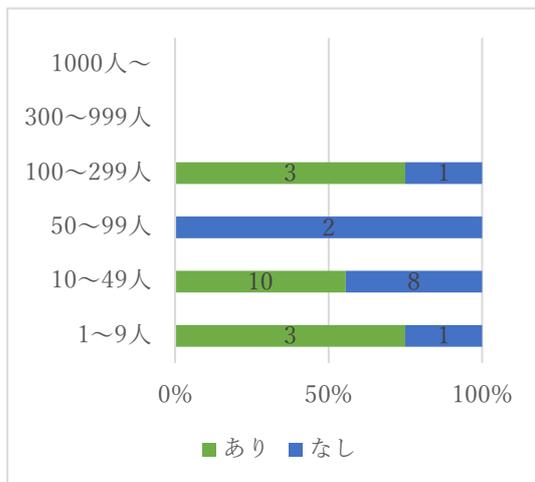


※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数 28 件)

回収数が少ないこともあるが、50 人以上 99 人以下では安全衛生管理者等の選任がなされていないが、他の規模では選任率が半数を超えるなど、規模によって選任率にばらつきが出た (図3-5参照)。

図3-5 飲食店の規模別安全管理者等の配置状況



※ 図中の数値は回答数

(2) 安全衛生委員会等

安全衛生委員会等の協議組織に関する集計では、安全管理を担う安全委員会又は安全衛生委員会 (以下「安全衛生委員会等」という。)に着目し、規模別に、安全衛生委員会等があるものを「安全衛生委員会等あり」、衛生委員会のみがあるものを「衛生委員会のみ」、これらに代えて関係労働者の意見を聴く機会があるものを「その他協議会あり」、いずれにも該当しないものを「全くなし」に分類して整理した。

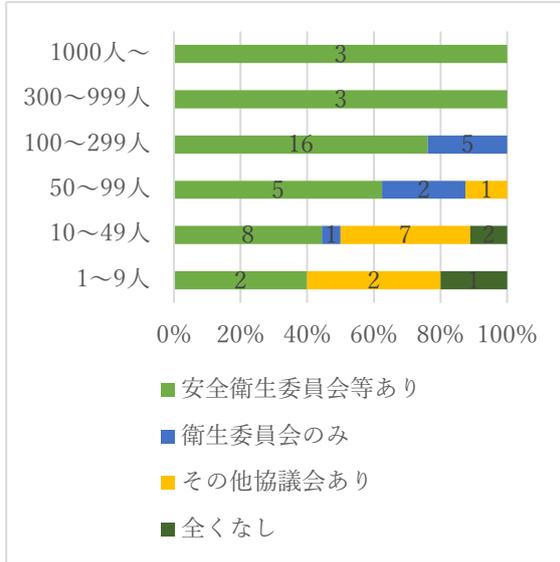
なお、安全衛生委員会等の設置について、工業的業種においては規模に応じて設置が義務となっているが、非工業的業種では義務ではない。

ア 製造業 (回収数 58 件)

300 人以上ではすべての事業場で安全衛生委員会等を設けており、50 人以上でも、半数以上が安全衛生委員会等を設けていた。労働安全衛生法上、安全衛生委員会等の設置義務

がない49人以下において安全衛生委員会等を設けていたのは半数未満であった(図4-1参照)。

図4-1 製造業の規模別の協議組織の有無

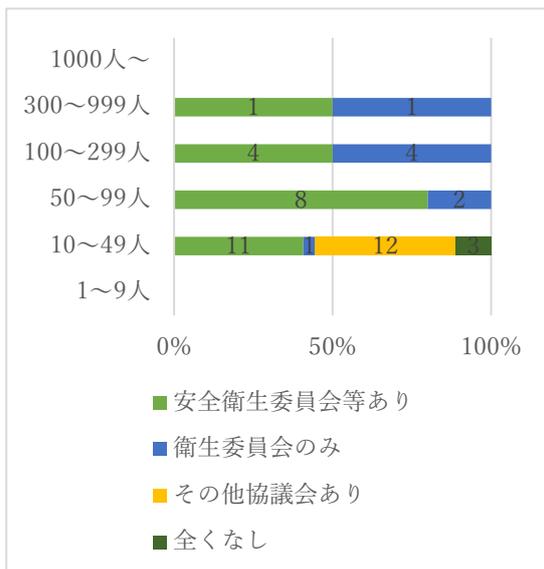


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業 (回収数 47 件)

100人以上でも、安全衛生委員会等の設置は半数であったが、50人以上99人以下での安全衛生委員会等の設置は8割という逆転現象が見られた。労働安全衛生法上、安全衛生委員会等の設置義務がない49人以下において安全衛生委員会等を設けていたのは半数未満であった(図4-2参照)。

図4-2 道路貨物運送業の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業 (回収数 79 件)

50人以上で、半数以上が安全衛生委員会等を設けており、300人以上では9割以上(1,000人以上であれば10割)の設置状況であった。

一方、49人以下では、安全衛生委員会等やその他協議会も全くないという割合が製造業や道路貨物運送業と比較すると多かった(図4-3参照)。

これらの要因として、小売業は製造業や道路貨物運送業と比べると機械や自動車などの設備が限られ、重篤な労働災害の発生が少なく、作業間の連絡調整や設備に関連する作業手順の見直しなどの機会が限られることが考えられる。

図4-3 小売業の規模別の協議組織の有無

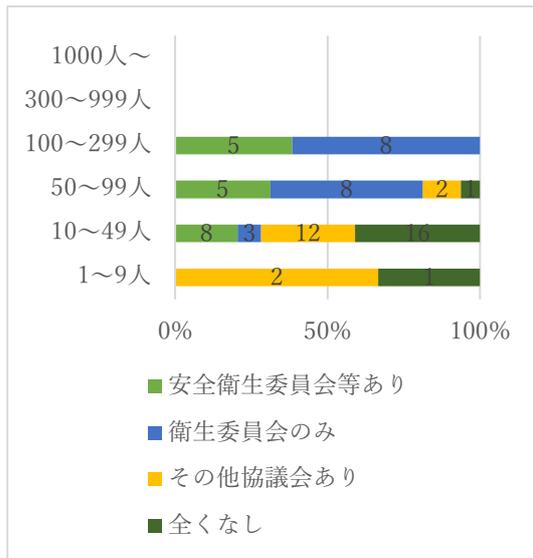


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 71 件)

50人以上でも安全衛生委員会等の設置は半数未満にとどまり、49人以下については小売業と同様の傾向が認められる(図4-4参照)。

図4-4 社会福祉施設の規模別の協議組織の有無



※ 図中の数値は回答数

オ 飲食業 (回収数 28 件)

50人以上99人以下に関して、図3-5では安全管理者等の選任はない(衛生管理者のみ)という回答であったが、本設問においては「安全衛生委員会の設置がある」との回答であることから、次のような結果となっている。

その点を除くと、各規模において、安全衛生委員会等の設置率は低い(図4-5参照)。

図4-5 飲食店の規模別の協議組織の有無

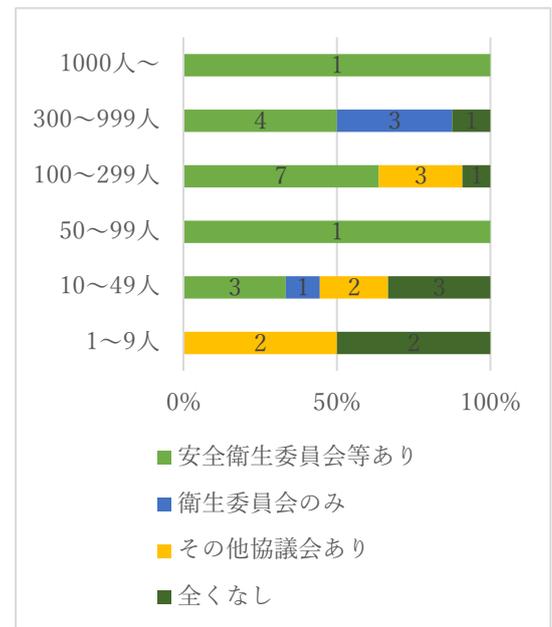


※ 図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業 (回収数 61 件)

100人以上999人以下で若干の安全衛生委員会等の未設置が認められた。ビルメンテナンス業は、労働者が直接勤務地である委託先に出勤することが多く、このため事務所等の労働者所属事業場は在籍している労働者数は多いものの、実際にそこで勤務する労働者は多くなく、そのため安全衛生委員会等が行われていないことがあると思われる。49人以下に関しては、小売業、社会福祉施設、飲食店と同様である(図4-6参照)。

図4-6 ビルメンテナンス業の規模別協議組織の有無

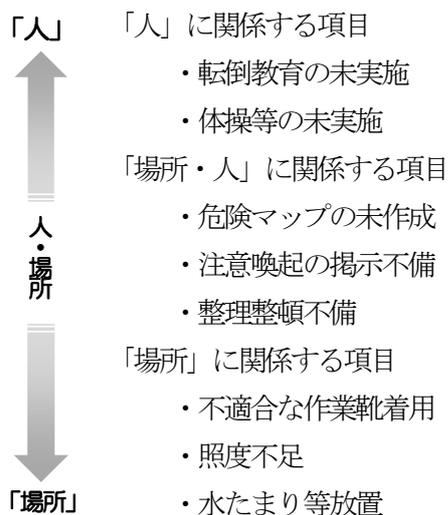


※ 図中の数値は回答数

(3) 転倒災害の原因（複数回答有）

転倒災害の原因を、わかりやすく整理するため、設備や環境などに関する「場所」、教育や体力維持などに関する「人」、そして互いに関係するものを「人・場所」に区分した。

複数の原因がある場合には、それぞれ計上した。



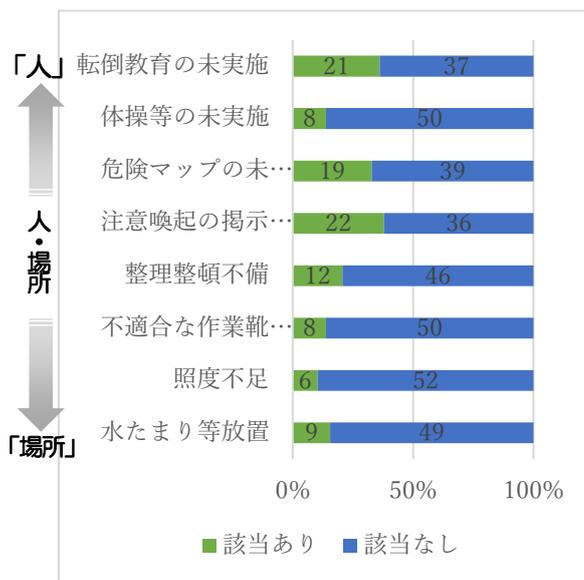
ア 製造業（回収数 58 件）

体操等の未実施を除き、「人」に関する項目が原因として多くあげられている（図5-1参照）。

体操等の未実施が原因としては低いことに関しては、ラジオ体操などが以前から浸透している業種であるためと思われる。

「場所」に関する項目が「人」に関する項目よりも少ないことは、設備の安全化や整理整頓をはじめとする4S活動などが、やはり以前から浸透している業種であるためと考えられる。

図5-1 製造業の転倒災害の原因

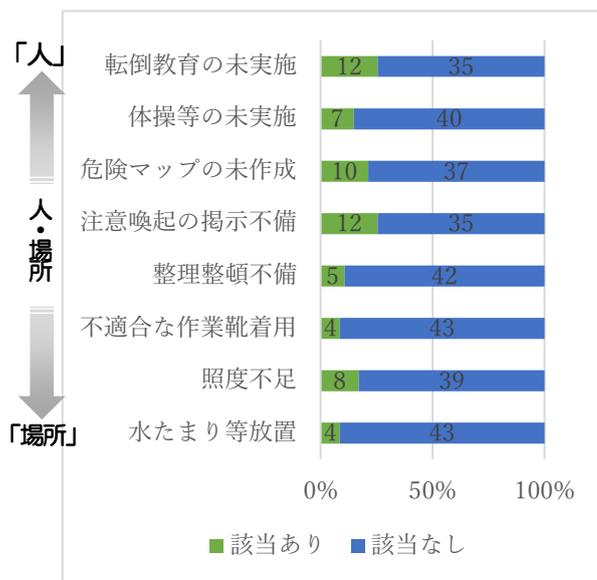


※ 図中の数値は回答数

イ 道路貨物運送業（回収数 47 件）

「人」に関する項目のほうが、場所に関する項目よりも原因として多くあげられており、製造業を同様の傾向を示している（図5-2参照）。

図5-2 道路貨物運送業の内訳

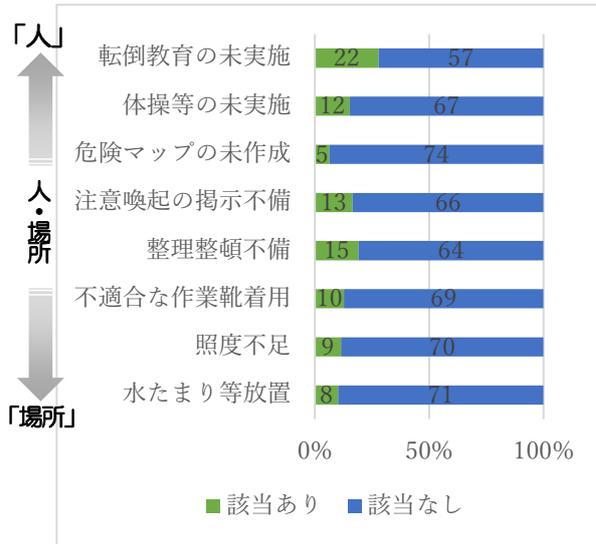


※ 図中の数値は回答数

ウ 小売業 (回収数 79 件)

「人」に関する転倒教育の未実施が原因としては最も多くあげられ、「人・場所」に関する整理整頓不備や注意喚起の掲示不備も多くあげられている (図 5-3 参照)。

図 5-3 小売業の転倒災害の原因

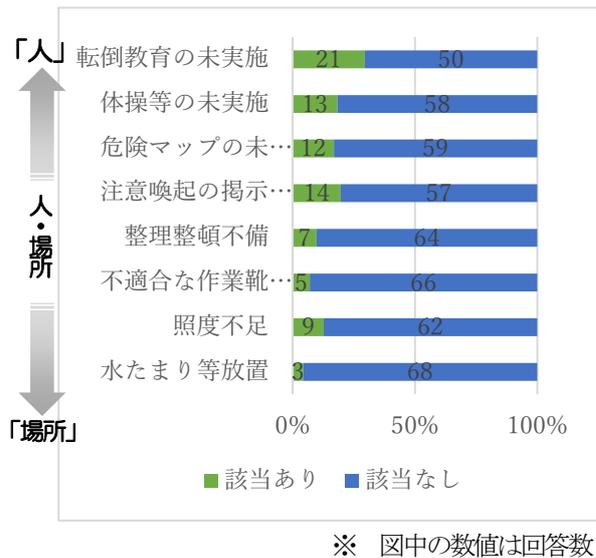


※ 図中の数値は回答数

エ 社会福祉施設 (回収数 71 件)

「人」に関する転倒教育の未実施が原因としては最も多くあげられており、総じて「人」寄りの項目が多い (図 5-4 参照)。

図 5-4 社会福祉施設の転倒災害の原因

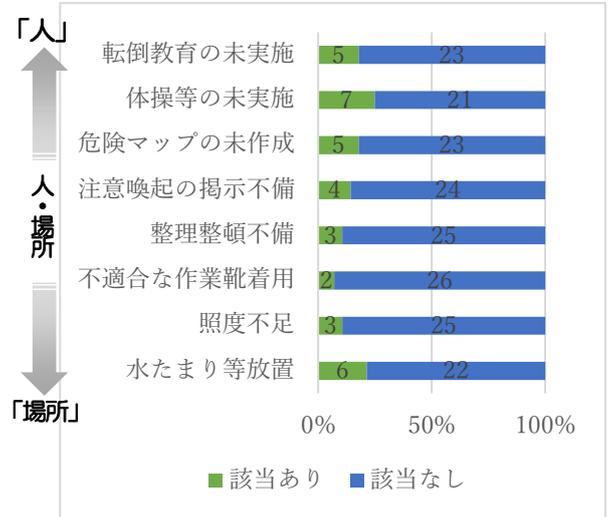


※ 図中の数値は回答数

オ 飲食店 (回収数 28 件)

母数が多くないが、他業種よりも「水たまり等放置」が割合として多い (図 5-5 参照)。

図 5-5 飲食店の転倒災害の原因



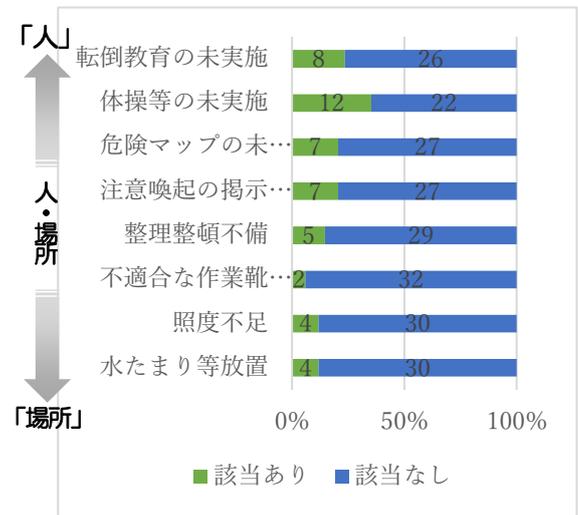
※ 図中の数値は回答数

カ ビルメンテナンス業 (回収数 34 件)

「人」に関する体操等の未実施が原因として最も多くあげられており、「人」寄りの項目が総じて多く、「場所」寄りの項目はそこまで多くない (図 5-6 参照)。

この要因として、ビルメンテナンス業では、他の業種と比べると高年齢労働者の就労割合が高く「人」に関する項目を重要視している可能性が考えられる。

図 5-6 ビルメンテナンス業の転倒災害の原因



※ 図中の数値は回答数

5 総括

(1) 今回の自主点検の取りまとめは、回収数の多かった上位業種のうち、その細分類の構成を踏まえ、製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業の計6業種を集計対象とした。

(2) 安全衛生担当者については、製造業、道路貨物運送業及びビルメンテナンス業で安全管理者等の選任割合が高く、特に労働安全衛生法上の義務となっている労働者数50人以上の場合の選任割合は10割であった。

一方、小売業、社会福祉施設及び飲食店ではおおむね規模が小さくなるにつれ安全管理者等の選任割合が低下するという規模と選任割合の相関関係がみられた。この要因として、非工業的業種は安全管理者等の選任は義務ではないことが関係しているほか、これら業種の衛生管理者選任割合が比較的に高いことを踏まえると（別添資料参照）、これら業種では健康管理を主体として活動している可能性が考えられる。

一般論ではあるが転倒災害を削減するためには安全衛生管理体制の確立が不可欠である。近年、第三次産業で労働災害が増加する状況を踏まえると、小売業、社会福祉施設及び飲食店においても安全管理者等を配置し共通の目的のもと組織的に安全活動を展開することが強く望まれる^{※(1)}。

(3) 安全衛生委員会等については、各業種とも「安全衛生委員会等あり」だけではなく、「衛生委員会のみ」、「その他協議会あり」も含めると、50人以上の規模では高い割合で協議組織が設けられている。安全衛生委員会等を設けていない事業場であっても、それら既存の協議組織を活用することにより安全衛生委員会等の代替機関ともなり得るものと思われる。

他方、49人以下の規模では、何の協議組織も設けられていないところも多いが、労働災害減少のためには、労使が協力して安全問題を協議する場

は必要であるため、当該規模の事業場にも協議組織の設置を促していく必要がある。

(4) 転倒災害の原因については、全業種を通じて「人」に関係する項目の回答割合が高かった。製造業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設では転倒教育の未実施が最も多く、飲食店やビルメンテナンス業は体操等の未実施が最も多かった。この結果は、回答のあった事業場で各取組に課題を有していることを示すものである。転倒予防の教育や体操等は様々なものがあるが、各取組の効果を最大化するためには、転倒災害のメカニズムをよく理解し、「場所」の安全対策だけでなく、労働者自身の安全衛生意識の向上を図ることも重要である。

本取りまとめでは、わかりやすさを重視して転倒災害の原因を「場所」と「人」に区分したが、転倒災害の要因は各個人の「内的要因」と周囲の環境の「外的要因」に大別される。具体的には、「内的要因」は病気、身体機能の低下、睡眠不足、気持ちの焦りなどである。「外的要因」は照度、床面の摩擦係数、降雪などである。そして危険箇所の管理などの「管理的要因」が関係するとされている^{※(2)}。

このように整理すると、転倒予防の教育では、設備の問題などの「外的要因」の解消だけでなく、労働者自身の心理的状态や健康状況が深く関係していることを教育・周知することも効果的であり、体操等では、身体機能の向上など「内的要因」を意識した取組みが有効であると考えられる。特に高年齢労働者については、一般的に年齢を重ねるにつれ身体機能が低下するといわれているため、エイジフレンドリーガイドライン^{※(3)}に基づく体力チェックにより転倒リスクを把握し、労働者自身の「気づき」によって安全衛生意識を向上させ、その上で転倒予防体操^{※(4)}などを実施することが推奨される。

(5) 一方、「場所」に関係する項目では、まだまだ照度不足や水たまり等放置が全業種を通じて認め

られた。これらの解消のためには設備的な改善を基本とすべきであるが、すぐに設備改修を実施することができない場合は、危険箇所の管理などの「管理的要因」の対応を考えてもらいたい。

(6) 他方、「場所・人」に関する項目では、全体的にみると注意喚起の掲示不備が多かった。この結果は、回答のあった事業場で「見える化」などによる注意喚起の取組の余地があることを示すものである。当局では、令和2年度以降、転倒災害防止のための好事例を順次収集し、当局ホームページに掲載している^{※(5)}。この中には「見える化」の取組もあるためぜひ参考としてもらいたい。

(7) 最後に、今回の自主点検の取りまとめでは、「安全管理」に着目し、安全管理者等の選任割合や安全衛生委員会等の設置割合から各業種の課題などを整理したが、上記(4)のとおり転倒災害の要因には身体機能の低下など労働者の健康問題が密接に関係する。近年の高齢化の進展による高齢労働者の増加を踏まえると、今後はより一層、労働者の健康確保や身体機能の維持、向上の取組の重要性が高まると考えられる。事業場の安全衛生活動においては、安全衛生管理を一体として転倒予防の取組を推進することが効果的である。

※ (参考資料)

- (1) 労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について



(厚生労働省HP)

- (2) 「転びの予防と簡単エクササイズ」
(参考図書)



(中央労働災害防止協会書籍販売ページ)

- (3) 「エイジフレンドリーガイドライン」



(厚生労働省作成パンフレット)

- (4) 「転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」」
(令和元年度厚生労働科学研究費補助金
労働安全衛生総合研究事業の一環)



(職場のあんぜんサイトの動画)

「ころば^{ないっす}NICEかながわ体操」



(神奈川労働局HP)

- (5) 「STOP！転倒災害プロジェクト神奈川
(統合ページ)」



(神奈川労働局HP)

転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書			
			令和 年 月 日
労働基準監督署長 殿			
		事業場名	
		業種	
		所在地	
		代表者氏名	Ⓜ
令和 年 月 日発生した下記被災労働者に係る労働災害について、下記のとおり自主点検を実施しましたので報告します。			
1 被災事業場の安全衛生管理体制について教えてください			
(1)以下の安全衛生担当者のうち選任しているもの全てに☑をつけてください。			
☐安全管理者 ☐衛生管理者 ☐安全衛生推進者 ☐安全推進者			
(2)以下のうち実施しているものに○をつけてください。			
☐安全委員会 ☐衛生委員会 ☐安全衛生委員会 ☐その他(関係労働者の意見を聴くための機会を設けている)			
2 転倒災害が発生した原因として考えられるもの全てに☑をつけてください。☑をつけた項目については、改善措置を実施してください。			
No.	原因		
1	身の回りの整理・整頓を行っていなかった。通路、階段、出口に物を放置していた。		☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていなかった。		☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていなかった。		☐
4	転倒を予防するための教育を行っていなかった。		☐
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性を有し、かつサイズのあったものを着用していなかった。		☐
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していなかった。		☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていなかった。		☐
8	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていなかった。		☐
3 上記原因の項目の他に今回の転倒災害の原因として考えられるもの及び今回の転倒災害を契機として新たに取 り組むこととした対策を記入してください。			
例) 4S、KY活動、見える化などの安全活動を推進する旗振り役として、安全推進者を配置した。 毎月1回、職場の総点検を実施することとした。・・・など。			
※記載しきれない場合、余白又は別紙に記載し、添付してください。			

※ 署によっては点検項目を追加した自主点検表を使用しているため、上記内容を基本項目として集計した。

表1 製造業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	3	3 (100%)	3 (100%)	—	—
300～999人	3	3 (100%)	3 (100%)	—	—
100～299人	21	21 (100%)	21 (100%)	2 (10%)	—
50～99人	8	8 (100%)	5 (63%)	1 (13%)	1 (13%)
10～49人	18	4 (22%)	2 (11%)	12 (67%)	1 (6%)
1～9人	5	1 (20%)	2 (40%)	1 (20%)	—

表2 道路貨物運送業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	—	—	—	—	—
300～999人	2	2 (100%)	2 (100%)	1 (50%)	—
100～299人	8	8 (100%)	7 (88%)	2 (25%)	1 (13%)
50～99人	10	10 (100%)	10 (100%)	1 (10%)	—
10～49人	27	5 (19%)	3 (11%)	16 (59%)	2 (7%)
1～9人	—	—	—	—	—

表3 小売業の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	12	11 (92%)	12 (100%)	1 (8%)	—
100～299人	18	9 (50%)	16 (89%)	2 (11%)	2 (11%)
50～99人	10	7 (70%)	9 (90%)	2 (20%)	1 (10%)
10～49人	28	4 (14%)	9 (39%)	5 (18%)	5 (18%)
1～9人	10	1 (10%)	2 (20%)	1 (10%)	—

表4 社会福祉施設の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	—	—	—	—	—
300～999人	—	—	—	—	—
100～299人	13	4 (31%)	13 (100%)	—	1 (8%)
50～99人	16	2 (13%)	15 (94%)	—	1 (6%)
10～49人	39	5 (13%)	5 (13%)	11 (28%)	8 (21%)
1～9人	3	—	—	1 (33%)	—

表5 飲食店の安全管理者、衛生管理者他の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	—	—	—	—	—
300～999人	—	—	—	—	—
100～299人	4	—	4 (100%)	2 (50%)	1 (25%)
50～99人	2	—	2 (100%)	—	—
10～49人	18	4 (22%)	7 (39%)	3 (17%)	5 (28%)
1～9人	4	2 (50%)	2 (50%)	1 (25%)	1 (25%)

表6 ビルメンテナンス業の安全管理者等の配置状況（重複回答あり）

労働者数	回収数	安全管理者	衛生管理者	安全衛生推進者	安全推進者
1000人～	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
300～999人	8	7 (88%)	6 (75%)	3 (38%)	—
100～299人	11	10 (91%)	8 (73%)	2 (18%)	—
50～99人	1	1 (100%)	1 (100%)	—	—
10～49人	9	5 (56%)	3 (33%)	2 (22%)	1 (11%)
1～9人	4	1 (25%)	—	1 (25%)	—



図1 令和4年の事故の型別死傷者数

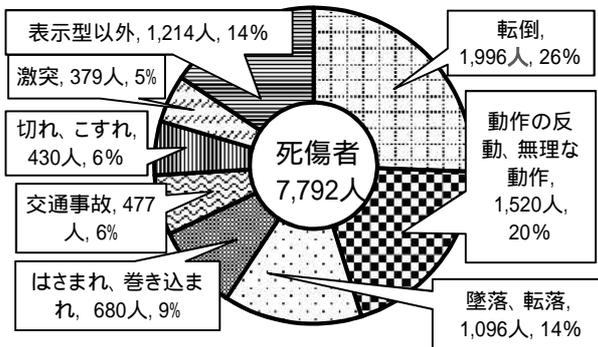


図2 令和4年の転倒災害業種別死傷者数

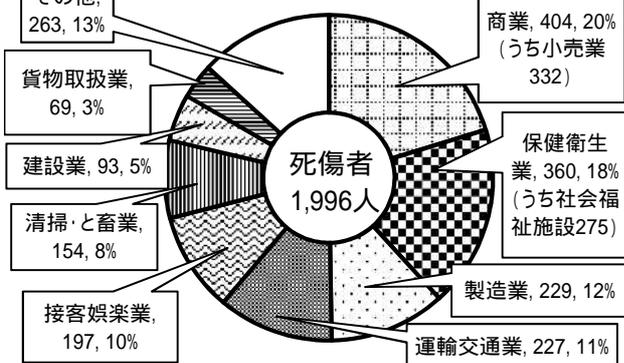


図3 令和4年の転倒災害年齢別死傷者数

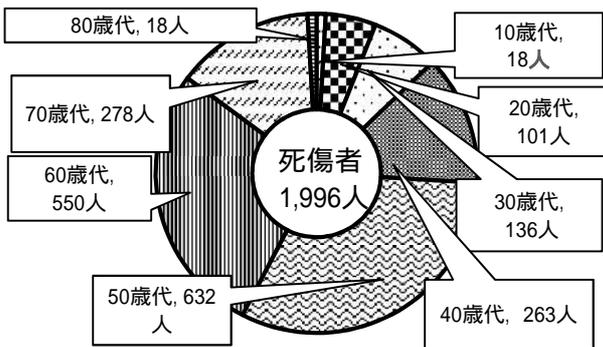


図4 令和4年の転倒災害被災者の休業見込

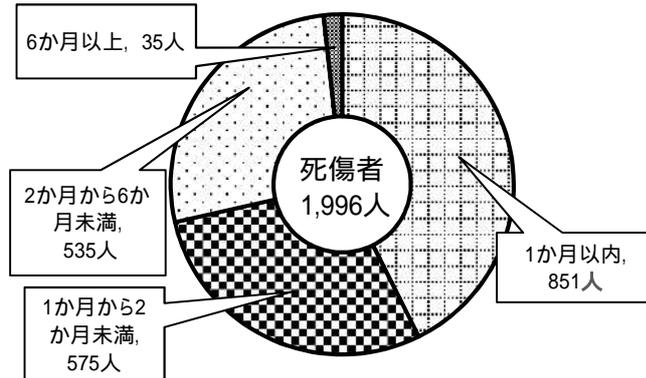
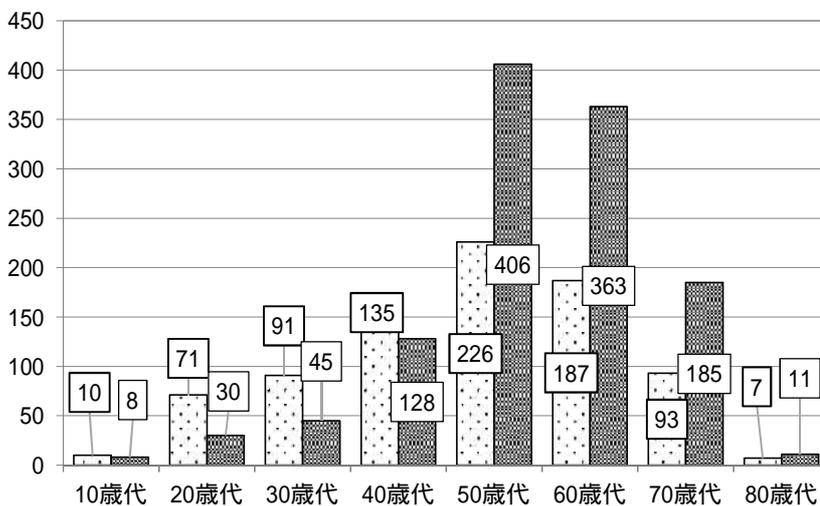


図5 令和4年の転倒災害の男女別年齢別死傷者数

□男性 ■女性

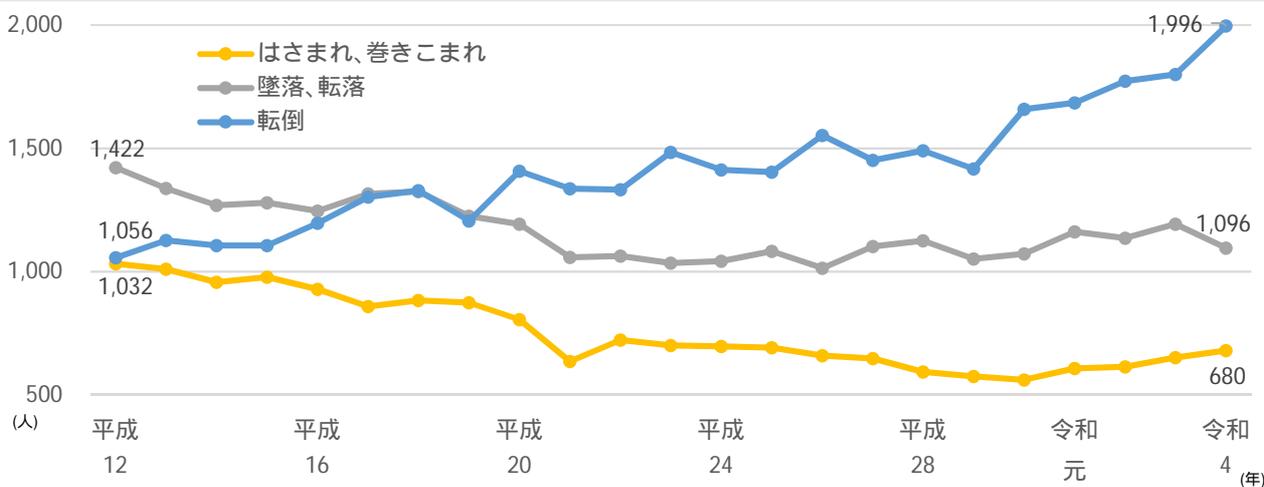
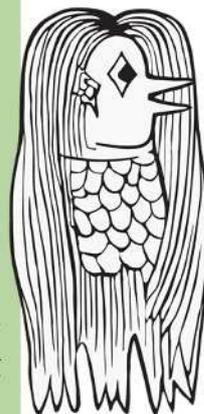


STOP！転倒災害プロジェクト神奈川2023

令和4年に神奈川県内で発生した休業4日以上之死傷災害は新型コロナウイルスを除くと死傷者数7,792人でした（新型コロナウイルスを含むと16,571人）。

事故の型別では「転倒」が最多で死傷者数1,996人、全体の約25.7%でした。

過去には、平成11年まで「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「転倒」の順に多く発生していましたが、平成12年から19年までは「転倒」が「墜落、転落」に次いで多く、平成20年以降「転倒」が最多発災害となりました。

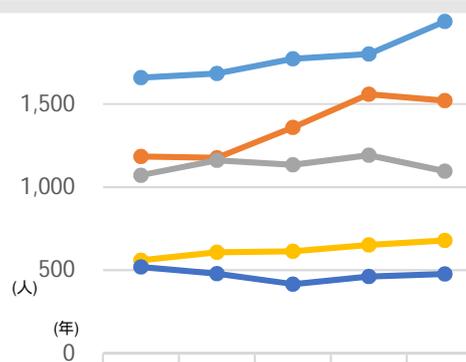


近年は、腰痛をはじめとする「動作の反動、無理な動作」が当該期間で28.4%増加し増加率トップであり、「転倒」に次ぐ発生件数です。

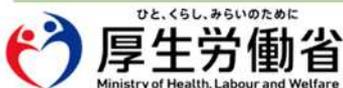
「転倒」の推定要因は、

- ・第三次産業での増加
- ・腰痛を含めた「行動災害」での増加
- ・第三次産業の就業人口増加
- ・一般に安全衛生水準が他業種より低く、

根本的対策が困難なことが挙げられます。



	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
転倒	1,659	1,684	1,772	1,800	1,996
動作の反動、無理な動作	1,184	1,177	1,360	1,559	1,520
墜落、転落	1,072	1,162	1,135	1,192	1,096
はさまれ、巻き込まれ	561	608	614	652	680
交通事故(道路)	520	480	417	462	477



神奈川労働局



労働基準監督署

神奈川県労働局における取組み

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を起点として「転倒」災害防止のため全国的取組みを開始しました。

神奈川県労働局では『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として平成27年から同様に取組みを開始し、独自に公益財団法人かながわ健康財団の意見を参考に転倒予防のための体操

「ころばNICEかながわ体操」

を考案し、提案・周知を

- 6月：全国安全週間の準備期間
 - 2月：積雪・凍結の転倒リスク高
- を重点取組期間として行ってきました。

令和5年度から第14次労働災害防止計画が開始するとともに、転倒災害防止対策も腰痛と併せ「行動災害防止対策」として変化しています。

ポイントは

- ハード面はエビデンスに基づく具体的対策を履行
- ソフト面は高齢者対策を含む身体機能低下防止
- ハード、ソフト両面に取組
- 中高年齢女性に対しては骨粗鬆症検診受診勧奨です。

神奈川県労働局では今後も『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』の名称を継続しつつ、新たな転倒災害防止対策を進めていきます。



「ころばNICEかながわ体操」

身体機能低下防止の一助に活用してください。

神奈川県労働局サイト内

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/korobanice.html



職場の安全を応援する情報発信サイト/

職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

各種情報発信をしています。



転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。似たような危険はありませんか？



[主な原因]

- 床が滑りやすい素材
- 床に水や油が飛散
- ビニール・紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

(作業環境管理)

滑り



[主な原因]

- 床に凹凸や段差がある
- 床に荷物や商品、台車など放置されている
- 暗くて足元が見えない(照度不足)

(作業環境管理)

つまずき



[主な原因]

- 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業
- 暗くて足元が見えない(照度不足)
- 主たる作業現場でないために、掃除が不十分

(作業管理)

踏み外し

転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心できる作業となり、作業効率の向上が望めます。

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消
- ◆ 手すり、滑止めの設置

- ◆ 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業させない

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起(転倒危険個所の見える化)

[コラム] 正しい靴の選び方

小さすぎる靴・・・足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。
大きすぎる靴・・・歩行時に足が前後斜めに動き、靴のつま先やかかとが足の動きに追従できなくなります。
靴は、自分の足に合うサイズのものを使いましょう。

靴が重いと足が上がりにくくなり、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。感じる重量は個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。



靴の重量バランス

つま先部に偏荷重があると歩行時につま先部が上がりにくく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。

靴の重量



靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかり、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



つま先部の高さ

特に高齢者は擦り足歩行の傾向があるので、つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。

靴底と床の耐滑性のバランス

耐滑性が強すぎると摩擦が強くなりすぎてつまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとし、靴は状況を見て選定しましょう。

転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物があれば片づける。	<input type="checkbox"/>
2	床の水・氷・油・粉類などを除去、放置しない！	<input type="checkbox"/>
3	足元の十分な明るさ（照度）を確保。	<input type="checkbox"/>
4	転倒予防の教育を実施。	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は 作業現場にあった耐滑性 & 適したサイズ。	<input type="checkbox"/>
6	転倒しそうな / 転倒のあった場所の危険マップを作成し、周知。	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所・滑りやすい場所に標識で注意喚起。	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れ歩く等を禁止！手すり持って階段昇降。	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操・転倒予防体操などを導入	<input type="checkbox"/>

具体的な対策の一例

状況	具体的な対策（ハード対策、ソフト対策）
つまずき： 障害物や凹凸以外	ソフト面：身体機能低下防止、骨粗鬆症検診の受診 (中高年齢の女性)
つまずき： 通路等に置かれた物	ハード面：放置しないよう徹底
つまずき： 作業場、通路の什器	ハード面：設備等の角の「見える化」
滑り： 水場以外の人為的な水、油	ハード面：除去、清掃、それら措置前の立入禁止
滑り： 水場	ハード面：滑りにくい床材の導入、適度な耐滑性の靴を使用
滑り： 雨に濡れた通路等	ハード面：雨に濡れて滑りやすい場所の特定、雨天時の立入禁止、滑りにくい床材の導入

サポート関係

令和5年度エイジフレンドリー補助金



エイジフレンドリー補助金：

主に、ハード面にかかる設備の改善への費用の一部の助成を行います。

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会に委託され、申請受付期間は令和5年6月12日から10月末日までです。

健康
応援！

第14次労働災害防止計画に取り組む企業への応援企画!!

**ゼロ災 無料出張
サービスのご案内**



ゼロ災 無料出張サービス：

主に、ソフト面にかかる支援です。

(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センターが行っています。

小売業、社会福祉施設、飲食店 等 の事業場の皆様へ！

安全推進者を配置して、 労働災害を減少させましょう！

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における

安全推進者の配置等に係るガイドライン

が策定されました！

このガイドラインでは、安全管理者(※₁)、安全衛生推進者(※₂)の選任義務のない業種の事業場においても、「安全推進者」(安全の担当者)を配置して、その者に労働災害を防止するための一定の職務を行わせるよう求めています。

労働安全衛生法で定められている安全衛生管理体制の概要

- (1) 特定の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者(※₁)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第11条]
- (2) 特定の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者(※₂)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]
- (3) 全ての業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生管理者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条]
- (4) 特定の業種以外の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては衛生推進者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]

特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

ガイドライン策定の背景

- (1) 労働安全衛生法の規定上は下記の『早見表』に示したような安全管理体制が義務付けられています。
- (2) しかし、近年『早見表』のうちの特定の業種以外の業種(いわゆる「第三次産業」)において労働災害が増加傾向にあります。
- (3) 特に、平成25年度に策定された「第12次労働災害防止計画」(平成25年度～平成29年度の5か年計画)の中で重点業種とされている「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」においては、労働災害の増加傾向が顕著です。
- (4) そこで、これらの業種の事業場においても、安全に関する担当者を配置してその者に災害防止のための一定の職務を担っていただくことが災害減少のために不可欠な状況となっています。
- (5) このような背景から、平成26年3月28日付け基発0328第6号(厚生労働省通達)により、本ガイドラインが策定されました。

早見表

	特定の業種		特定の業種以外 小売業(各種小売業等除く)・ 社会福祉施設・飲食店)含む	
	常時50人以上	常時10～49人	常時50人以上	常時10～49人
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

労働安全衛生法
による義務付け

ガイドラインで
新設

◎:選任義務有 ×:選任義務無 ○:指導対象

～ ガイドラインの内容～

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、「安全の担当者(以下「安全推進者」という。)を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とします。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とします。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である、

・小売業(※) ・社会福祉施設 ・飲食店

については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとされています。

(※令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられているため、除かれます。)

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、

「職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者」のうちから配置してください。

なお、

①常時使用する労働者が50人を超える事業場

②労働災害を繰り返し発生させた事業場

については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、

ア 安全衛生推進者の資格を有する者

安全衛生推進者養成講習修了者、
大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、
高等学校卒業後3年以上安全衛生の実務を経験した者、
5年以上安全衛生の実務を経験した者、等

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者

労働安全コンサルタントの資格を有する者、
安全管理士の資格を有する者、
安全管理者の資格を有する者、等

のいずれかを配置するようにしてください。

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上 配置してください。

※ただし、安全推進者の職務を遂行する範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えありません。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要があります。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行ってください。

～ 安全推進者の職務 ～

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例： 職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例： 朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例： 労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

※ 事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮してください。

なお、詳細については最寄りの労働基準監督署、神奈川労働局労働基準部安全課までお問い合わせください。